第

5 4 1 9

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 3月 2日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ↔ 申告不要の配当所得

**Q**:配当所得には申告不要になるものがあるそうですが、どのような場合に申告不要になるのですか?

 $oldsymbol{A}$ :次のような場合には、申告不要になります。

## 【解説】

配当所得がある場合でも、次の場合は申告 が不要とされています。

- ①内国法人から受ける配当等(②から④までのものを除く)で1回に支払を受けるべき金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の金額であるもの
- ②内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等のうち、その配当等に係る事業年度終了の日において、その内国法人の発行済株式総数の3%以上に相当する株式を有する者(大口株主)がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの
- ③内国法人から支払を受ける公社債投資信託 以外の証券投資信託でその設定に係る受益 権の募集が一定の公募により行われたもの (④を除く)
- ④特定投資法人の投資口の配当等

ただし、確定申告をして、配当控除を受ける場合や源泉徴収税額の税額控除を受ける場合、上場株式等の譲渡損失と損益通算する場合、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる場合には、いずれか有利な方を選択することができることとなっています。







